青森県観光国際戦略推進本部規約

（名称）

第１条　この会は、青森県観光国際戦略推進本部（以下「本部」という。）と称する。

（目的）

第２条　本部は、交流人口の拡大や海外市場からの外貨獲得の取組強化に向けて、「青森県観光戦略」及び「青森県輸出戦略」(以下これらを「戦略」という。）に基づき、全県的な取組を推進することを目的とする。

（所掌事項）

第３条　本部は、前条の目的を達成するために、次の事項に取り組む。

（１）交流人口の拡大に向けた全県的な取組の推進

（２）海外市場からの外貨獲得に向けた全県的な取組の推進

（３）戦略の推進に向けた会員相互の情報共有

（４）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　本部は、第２条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

（役員）

第５条　本部に次の役員を置く。

（１）本部長　　１名

（２）副本部長　　２名

２　本部長は、青森県知事をもって充てる。

３　副本部長は、本部長が指名する。

（役員の職務）

第６条　本部長は、本部を代表し、部務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

（総会）

第７条　総会は、会員をもって構成する。

２　総会は、本部長が招集する。

３　総会は、次の事項を審議し、決定する。

（１）規約の改廃に関する事項

（２）事業の推進に関する事項

（３）その他本部長が必要と認める事項

（専門委員会）

第８条　戦略のフォローアップ及び施策・事業のローリングを行うため、本部に専門委員会を設置することができる。

２　専門委員会の委員は、本部長が選任する。

（オブザーバー）

第９条　本部にオブザーバーを置くことができる。

２　オブザーバーは、必要に応じて本部長が委嘱する。

３　オブザーバーは、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

第１０条　本部の事務局は、青森県観光交流推進部観光政策課に置く。

２　事務局長は、青森県観光交流推進部長をもって充てる。

（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この規約は、平成１８年１２月１５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年５月１８日から施行する。

附　則

この規約は、平成２５年３月２５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則

この規約は、平成３１年３月２６日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年３月２５日から施行する。